

引 受 ガ イ ド ラ イ ン

「近鉄グループ団体扱自動車保険」は、団体扱割引制度(※1)を利用した自動車保険で、近鉄グループの従業員の皆さまおよびそのご家族さまを対象にした魅力ある福利厚生制度の1つです。

この制度では、団体全体の契約台数と事故保険金支払実績等に応じた割引率が適用されますため、近鉄グループにおいては自動車保険契約の引受けに関する独自の「引受ガイドライン」を設けております。ご契約に際しては次のとおりお引受けできない場合や引受条件を付加させていただく場合がございますのでご留意いただきますようお願いいたします。

内 容	引受ガイドライン
モラルリスク（交通モラル）	
・ 飲酒（酒気帯び）運転 ・ 暴走行為 ※2 ・ 違法改造車 ※3 などによる事故有契約 ・ 事実を偽った保険契約 ・ 事実を偽って不正の保険金請求が行われた契約 ・ 薬物運転、無資格運転	次回の更改時以降、原則団体扱での契約はお引受できません。 なお、不正請求については、その事実が確認された時点で契約が解除されます。 〔ただし、事故内容により個別に対応させていただき、対人、対物補償のみ引受可能となる場合がございます。〕
事故多発・複数回請求契約など	
・ 同一契約期間内（長期契約は1年間）2回以上事故がある方 ・ 2年連続事故がある方 ・ 前契約ノンフリート等級が1～5等級で当年度1回以上事故がある方 ・ 3等級ダウンの事故がある方 ・ 同一契約期間内（長期契約は1年間）保険料を月払契約で、残高不足などで3回以上引き落としができなかった方	次回更新時、団体扱での契約がお引き受けできない、または引受条件を引き下げてのご契約とさせていただきますのでご了解下さい。 〔適用される引受条件は事故内容等により個別に対応させていただきます。 ・長期契約(3年)引受不可、車両保険引受不可、車両・対物保険の免責金額設定・拡大、払込方法の変更等〕

注) 適用される引受ガイドラインは、ご契約いただく保険会社により異なる場合があります。詳しくは、近鉄保険サービスまでお問い合わせください。

※1 「団体扱割引制度」とは、優良な大口団体向けの割引制度のことをいい、団体全体の加入台数・損害率により 割引率が決まります。割引率は、毎年見直しとなります。団体扱契約の対象となる方の範囲 および団体扱特約失効時の取扱いにつきましては代理店までお問い合わせください。

※2 制限速度を30km/h以上超過するなど道路交通法22条他に抵触する行為や、2台以上の車を連ねて道路上で危険運転を行うなど道路交通法68条共同危険行為等に抵触する行為等をいいます。

※3 車検を通らない車両（道路運送車両法上の安全基準に適合しない車両）

上記は団体扱自動車保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず各社商品パンフレットおよび「重要事項説明書」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり（約款）をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。割引名称等は、引受保険会社によって相違する場合があります。

お問い合わせ・ご相談は

<取扱代理店>

近鉄保険サービス株式会社

損害保険部

TEL : 0120-858-504 [大阪地区]

TEL : 0120-232-347 [東海地区]

(本店) 〒542-0012 大阪市中央区谷町9丁目5-24

<引受保険会社> 東京海上日動火災保険株式会社 / 三井住友海上火災保険株式会社 / あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 / AIG損害保険株式会社 / 損害保険ジャパン株式会社